

第2章 給料

島原地域広域市町村圏組合特別職の職員の給与に関する条例

昭和46年4月30日条例第22号

改正	昭和51年3月13日条例第2号	昭和53年3月6日条例第2号
	昭和55年3月6日条例第2号	昭和57年3月10日条例第2号
	昭和59年3月5日条例第2号	昭和61年3月12日条例第3号
	昭和63年3月4日条例第2号	平成2年3月6日条例第2号
	平成4年3月11日条例第2号	平成6年3月4日条例第3号
	平成8年3月25日条例第2号	平成10年3月31日条例第2号
	平成19年8月7日条例第3号	

(目的)

第1条 この条例は、管理者及び副管理者（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与について定めることを目的とする。

(給料の額)

第2条 特別職の職員の給料の額は、次に掲げるとおりとする。

管理者 年額 62,000円

副管理者 年額 59,000円

(給与の支給方法)

第3条 給料は、年額を2等分して、9月及び3月に支給する。

2 特別職の職員が、その職に就任し又はその職をはなれた場合における給料の額は月割計算により当該月分を含めて支給する。

3 前項の場合において離職した日の属する月に再び同一の職に就任したときは、その月分の給料は重複して支給しない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年3月13日条例第2号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月6日条例第2号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月6日条例第2号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月10日条例第2号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月5日条例第2号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月12日条例第3号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月4日条例第2号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月6日条例第2号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月11日条例第2号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月4日条例第3号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日条例第2号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日条例第2号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月7日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。